

●香川県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年1月22日から同年2月12日まで一般の縦覧に供する。

平成28年1月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 東谷岩崎線（165号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香川町東谷字芦脇8番 1地先から 高松市香川町東谷字芦脇22番 9地先まで	10.5～37.6	285	平成24年香川県告示第461号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成28年1月25日